

特殊詐欺等犯罪対策への取り組みについて

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）は、特殊詐欺等の犯罪が多発し、社会的に深刻な問題となっている昨今の社会情勢を受けて、それらの犯罪への対策を重要な課題として捉え、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んできました。今後も、お客さまにより安心してお取引いただくために、以下の対策を実施していきます。

（主な実施事項）

1. ICキャッシュカードのATM利用限度額の引き下げについて
2. ATM利用限度額の引き下げについて（一部のお客さま）
3. AI導入による取引内容のモニタリング強化について
4. ATMコーナー等での声かけについて
5. ATM音声ポップの設置数拡大について

1. ICキャッシュカードのATM利用限度額の引き下げについて

ATMにおいてお客さまのご預金が不正に払い出される特殊詐欺等の犯罪が増加していることを受けて、みずほ銀行では、2023年10月を目途に、個人のお客さまのICキャッシュカードにおけるIC取引時の1日あたりのATM利用限度額を、以下の通り引き下げます。

変更日については、決まり次第、改めてみずほ銀行ウェブサイト、店頭ポスター、チラシ等でご案内します。

ICキャッシュカードによる1日あたりのATM利用限度額

キャッシュカード種別	対象取引	変更前	変更後	変更対象	
ICキャッシュカード	IC取引	お引出し	100万	50万	○ 対象*1*2
		お振込・お振替	200万	100万	
	生体認証取引	お引出し	100万	100万	× 対象外*3
		お振込・お振替	200万	200万	
磁気(MS)ストライプ キャッシュカード	磁気取引	お引出し	50万	× 対象外	
		お振込・お振替	100万		100万

(※1)あらかじめ設定されているIC取引変更前のATM利用限度額から利用限度額の変更をされている場合は変更対象外となります。

(※2)IC取引に対応していないATMをご利用の場合は、磁気取引のご利用限度額が適用されます。

(※3)生体認証取引はATM利用限度額変更対象外となります。なお、生体認証取引は、別途店舗で指静脈認証登録手続きを行ったお客さまがご利用いただけます。

本件対応にあたり、お客さまには、ATMコーナーへのポスター掲示やウェブサイト等を通じてご案内をするとともに、一部のお客さまについては、順次、ダイレクトメール（DM）も発送させていただきます。

変更日（2023年10月予定）以降も、現在のATM利用限度額でのお取引の継続を希望されるお客さまは、最寄りのみずほ銀行の店舗で継続のお手続きをお願いいたします。

2. ATM利用限度額の引き下げについて（一部のお客さま）

キャッシュカードを使用したATMのお取引状況（お引出、お振込・お振替等のお取引状況）等を総合的にみて、一部のお客さまについては、ATM利用限度額をあらかじめ設定されている限度額よりもさらに引き下げさせていただく場合があります。警察庁からの要請も踏まえた対応であり、お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りたくお願いいたします。

3. AI導入による取引内容のモニタリング強化について

特殊詐欺による被害の拡大防止を目的として、みずほ銀行では、ATMによるお客さまの取引状況をモニタリングし、不正懸念のあるお取引を検知した場合、お客さまへご連絡をさせていただくことがあります。

AI導入によるモニタリング強化により、不正検知の精度向上や犯罪発生時の迅速な対応に努めています。

4. ATMコーナー等での声かけについて

特殊詐欺による被害の未然防止を目的として、携帯電話で通話しながらATMを操作している際に、お客さまが詐欺等に遭われていないかお声をかけさせていただく場合があります。

また、ATM利用限度額の引き上げ手続を行う際には、特殊詐欺による被害が発生している事実や限度額引き上げにあたってのリスクをご説明させていただくなどして、特殊詐欺被害の抑止に努めています。

5. ATM音声ポップの設置数拡大等について

還付金詐欺等の特殊詐欺への注意喚起を目的として、ATM設置拠点のうち、被害発生実績のある拠点を対象に、所管警察署と連携のうえ、音声ポップ（※1）の設置を拡充しています（2022年に新たに設置した拠点数：約60拠点）。

その他、店舗外ATMのデジタルサイネージ（※2）設置拠点のうち約540拠点を対象に、音声付き動画コンテンツ等を警視庁と連携し放映しています。

（※1）「詐欺被害防止、携帯電話はお控えください」等を音声案内する機器

（※2）平面ディスプレイ等により映像や文字を表示する情報・広告媒体。

みずほ銀行では、今後も、特殊詐欺等の犯罪に対する対策を重要な課題として位置づけ、被害の発生・拡大を防ぐ施策を実施していくことで、お客さまにより安心してお取引いただけるよう取り組んでいきます。

以 上